

令和7年度(第2回)

三豊市の国民健康保険事業の  
運営に関する協議会 【資料】



令和8年2月12日

## 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員

任期 令和6年4月1日～令和9年3月31日

区 分	役 職	氏 名
被保険者を代表する委員		小 野 茂 樹
		山 本 江 梨 子
		岡 田 由 美 子
		西 谷 和 子
		多 田 彰 良
保険医又は保険薬剤師を代表する委員		藤 田 啓
		沼 原 利 彦
		漆 川 卓
		多 田 淳
		香 川 彰 宏
公益を代表する委員	会長代理	前 田 昭 文
	会 長	中 野 正 敬
		岡 崎 一 江
		行 燈 淳 子
		森 敏 明

## 資料①

### 協議事項

- (1) 三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

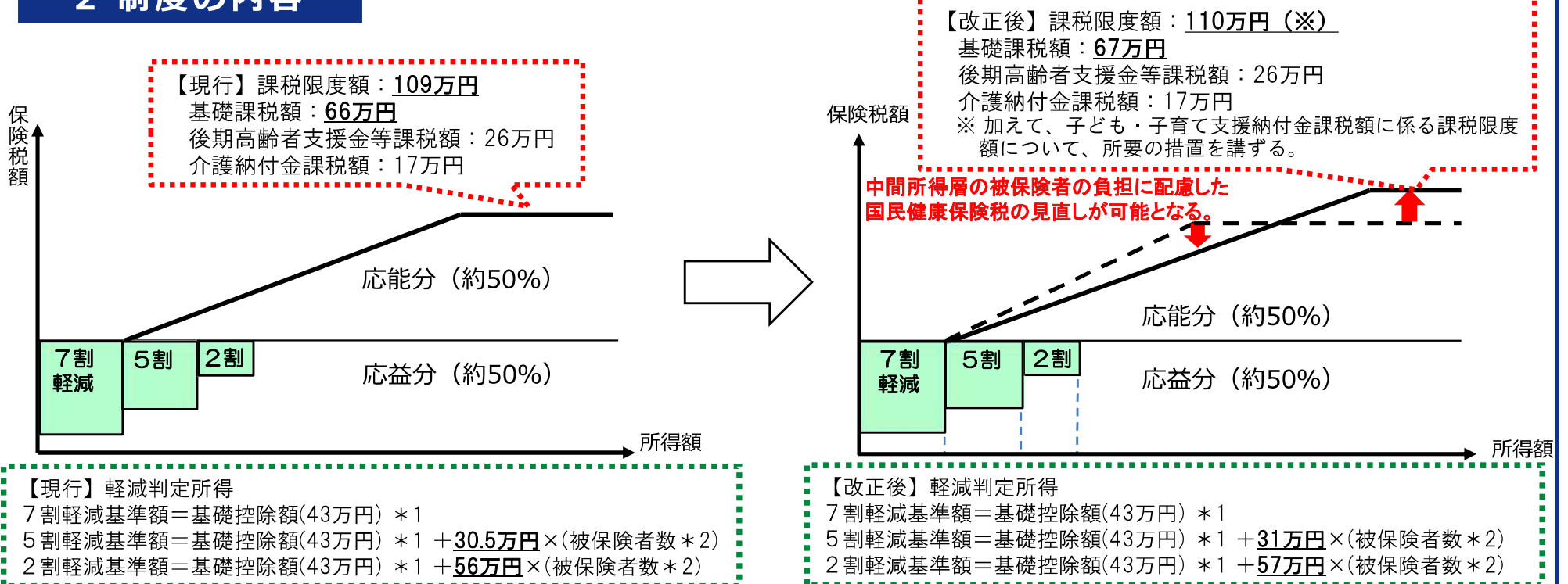
# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

## 1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる。

## 2 制度の内容

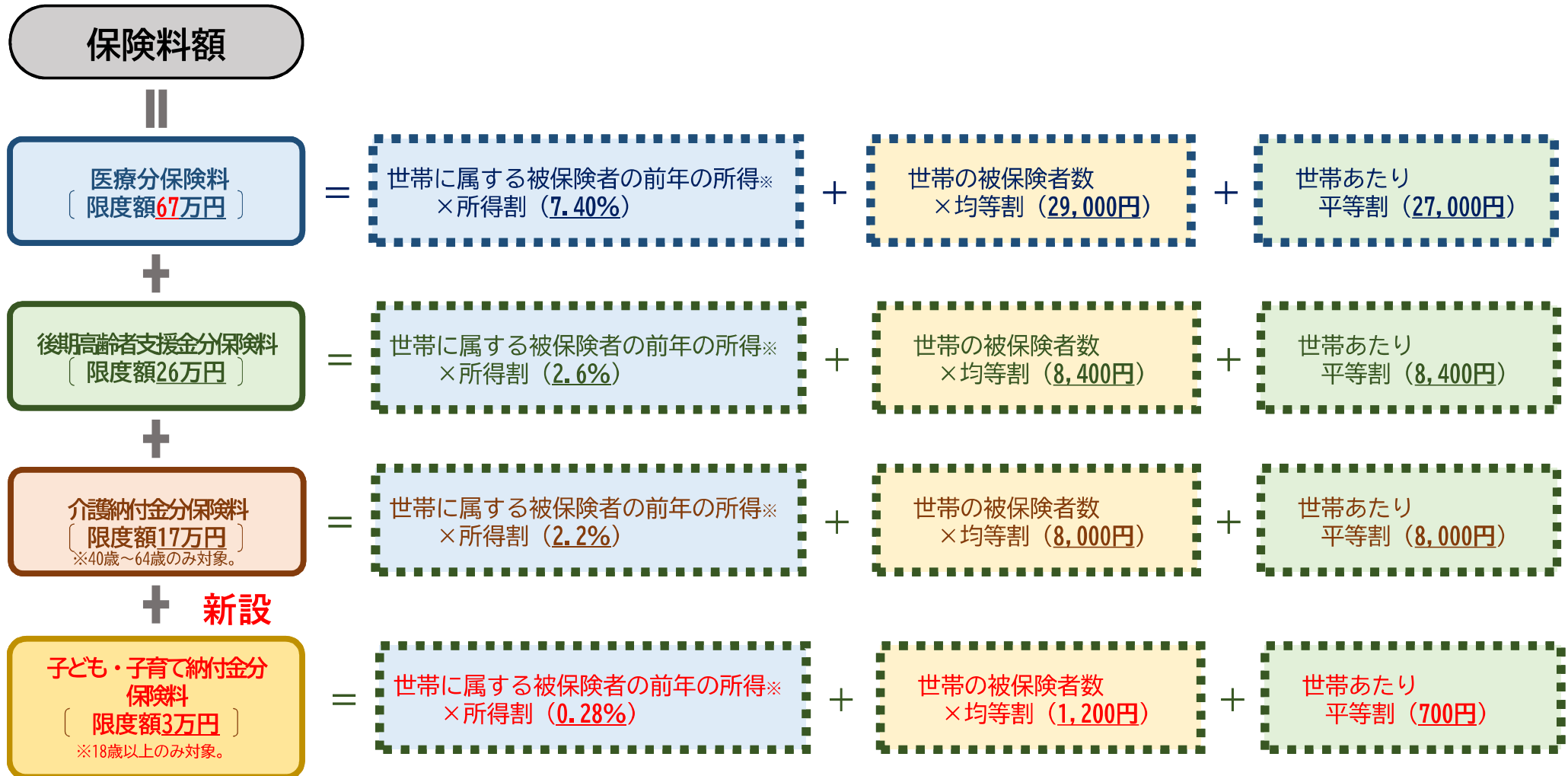


\*1 給与・年金所得等が2人以上いる場合は、基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)  
 \*2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から 後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

# 令和8年度の保険料額について（案）

## ■ 保険料額の計算方法について

- 保険料額は市町村において決定されますが、その計算方法は以下のとおりとなります。
- ご自身の保険料額は、市町村において、前年度の所得や世帯構成等に応じて決定されます。



※ 子ども・子育て支援納付金分は、香川県が暫定的に推計した（参考値）税率を採用

※ 基礎控除後所得

# 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （②）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
<b>全制度平均</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>450円</b>	<b>9,500円</b>	<b>4.7%</b>
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- (注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- (注2) 被用者保険の年取別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(\*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日子ども家庭庁「被用者の年取別の支援金額(機械的な計算)について」を参照。  
\*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- (注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- (注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦2人の子3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(\*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。  
\*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。
- (注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの方では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(\*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。  
\*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。
- (注6) 介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)

## 令和8年度 国民健康保険税 税率表（案）

	計算方法	医療保険分 (加入者全員)	後期高齢者医療支援分 (加入者全員)	2号介護保険料 (40歳～64歳)	子ども・子育て支援分 (18歳以上)
所得割額	(前年の総所得金額－基礎控除43万円) × 税率	7.4%	2.6%	2.2%	0.27%
均等割額	被保険者の人数 × 税額	29,000円 (1人あたり)	8,400円 (1人あたり)	8,000円 (1人あたり)	1,050円 (1人あたり) +
		14,500円 (未就学児1人あたり)	4,200円 (未就学児1人あたり)		18歳以上均等割 (50円加算)
平等割額	1世帯あたりの税額	27,000円 (特定世帯以外)	8,400円 (特定世帯以外)	8,000円 (1世帯あたり)	700円 (1世帯あたり)
		13,500円 (特定世帯) 【※1】	4,200円 (特定世帯) 【※1】		
		20,250円 (特定継続世帯) 【※2】	6,300円 (特定継続世帯) 【※2】		
課税限度額		67万円/年額	26万円/年額	17万円/年額	3万円/年額

【※1】 特定世帯とは、世帯員の一部の人が後期高齢者医療制度へ移行されたことにより、国保被保険者が1人になった世帯です。  
5年間平等割が半額になります。

【※2】 特定継続世帯は、特定世帯の軽減後引き続く場合は3年間平等割が1/4減額になります。

【注意】 年度途中で一度全部喪失すると、特定世帯の軽減が消えます。

【軽減判定】 均等割と平等割が被保険者数と所得に応じて軽減されます。（原則、4月1日基準日）

・擬制世帯主の所得も含めて判定します（被保険者数には含めません）

・老年者の公的年金所得は15万円を減じて判定します。

\* 7割軽減基準所得・・・43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）

\* 5割軽減基準所得・・・43万円+31万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）

\* 2割軽減基準所得・・・43万円+57万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）

※世帯分離によって、均等割額と平等割額の軽減がある場合は軽減が無くなる可能性があるので特に注意してください。

# 令和8年度 子ども・子育て支援金世帯別賦課イメージ

【参考資料】

所得割	0.27 %
均等割	1,050 円
18歳以上均等割	50 円
平等割	700 円

法定軽減	軽減区分	軽減の対象となる基準所得（擬制世帯主を含む）
均等割 +	7割軽減	43万円+10万円×(A-1) 以下のとき
	5割軽減	43万円+10万円×(A-1) + (31万円×被保険者数) 以下のとき
平等割	2割軽減	43万円+10万円×(A-1) + (57万円×被保険者数) 以下のとき

※給与所得者・公的年金所得者（A）が二人以上いる場合

人数に応じて軽減判定基準所得に10万円加算。（Aには擬制世帯主も含まれる。）

賦課限度額	30,000 円
-------	----------

(例1) 課税所得なし（1人世帯）18歳以上65歳未満（給与のみ）、又は65歳以上75歳未満（年金のみ）

合計所得金額 43万円以下  
所得割算定基準額

（給与収入 108万円以下、又は年金収入 153万円以下）  
¥0

※7割軽減

所得割	¥0	均等割	¥315	18歳以上均等割	¥15	平等割	¥210	合計	¥500
-----	----	-----	------	----------	-----	-----	------	----	------

(例2) 課税所得あり（夫婦2人世帯）夫婦ともに18歳以上65歳未満

所得割算定基準額

¥120,000（夫：給与収入 120万円【合計所得金額 55万円】）  
（妻：給与収入 90万円【合計所得金額 25万円】）

※5割軽減

所得割	¥324	均等割	¥1,050	18歳以上均等割	¥50	平等割	¥350	合計	¥1,700
-----	------	-----	--------	----------	-----	-----	------	----	--------

(例3) 課税所得あり（夫婦2人・子ども1人【18歳未満】の3人世帯）夫婦ともに18歳以上65歳未満

所得割算定基準額

¥3,920,000（夫：給与収入 400万円【合計所得金額 276万円】）  
（妻：給与収入 300万円【合計所得金額 202万円】）

※軽減なし

所得割	¥10,584	均等割	¥2,100	18歳以上均等割	¥100	平等割	¥700	合計	¥13,400
-----	---------	-----	--------	----------	------	-----	------	----	---------

## 資料②

### 協議事項

- (2) 令和 8 年度三豊市国民健康保険事業特別会計の  
予算（案）について

令和8年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

【歳入】

(単位:千円)

区 分	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	増減額	摘 要	
国民健康保険税 [現在の調定額× 前年の収納率× 人口減少係数]	一般被保険者(医療費現年分)	743,650	749,584	△ 5,934	
	〃 (後期高齢者支援金現年分)	245,826	245,903	△ 77	
	〃 (介護納付金現年分)	73,192	72,340	852	
	〃 (子ども・子育て支援金現年分)	31,864	0	31,864	
	〃 (医療費滞納分)	24,488	28,855	△ 4,367	
	〃 (後期高齢者支援金滞納分)	7,314	8,202	△ 888	
	〃 (介護納付金滞納分)	3,828	4,427	△ 599	
	退職被保険者(医療費滞納分)	13	104	△ 91	
	〃 (後期高齢者支援金滞納分)	2	17	△ 15	
	〃 (介護納付金滞納分)	2	23	△ 21	
	計	1,130,179	1,109,455	20,724	
一部負担金	一般被保険者(現年分)	1	1	0	
	一般被保険者(滞納分)	1	1	0	
	計	2	2	0	
使用料・手数料	督促手数料	27	276	△ 249	
県支出金	保険給付費等交付金 ★	4,814,960	5,088,282	△ 273,322	保険給付費に応じて県から交付
	保険者努力支援制度	35,000	28,000	7,000	国の指針に基づく評価により交付
	特別調整交付金(市町村向け)	40,522	60,622	△ 20,100	事業実施状況等に応じ交付
	都道府県繰入金	56,303	55,747	556	特別調整交付金の補完的なもの
	特定健診等負担金	19,540	19,307	233	特定健診等に対する国1/3・県1/3の負担金
	計	4,966,325	5,251,958	△ 285,633	
財産収入	利子及び配当金	2,864	620	2,244	
一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	221,431	243,158	△ 21,727	低所得者の保険税軽減分 県3/4・市1/4
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	121,298	120,144	1,154	保険税軽減対象者数に応じ国1/2・県1/4・市1/4で支援
	未就学児	1,818	2,035	△ 217	保険税軽減対象者数に応じ国1/2・県1/4・市1/4で支援
	産前産後軽減	1,489	333	1,156	保険税軽減対象者数に応じ国1/2・県1/4・市1/4で支援
	職員給与と費等繰入金	89,568	91,818	△ 2,250	健康課4名・税務課2名(一般管理費・賦課徴収事業)
	出産育児一時金繰入金	0	8,000	△ 8,000	R8年度より保険給付費等交付金10/10となり繰入なし (R7年度までは出産育児一時金の2/3を繰入)
	財政安定化支援事業繰入金	68,895	72,419	△ 3,524	国保財政の健全化、税負担の平準化のための繰入
	その他一般会計繰入金	39,669	44,276	△ 4,607	福祉医療波及増分、国保事業支援分
計	544,168	582,183	△ 38,015		
繰入金	基金繰入金	13,929	1	13,928	三豊市国民健康保険事業財政調整基金から繰入
	計	13,929	1	13,928	
繰越金	繰越金	1	0	1	前年度からの繰越金
	計	1	0	1	
諸収入	延滞金	7,000	8,000	△ 1,000	
	加算金	1	1	0	
	貸付金元利収入	1,000	1,000	0	
	第三者納付金	7,000	7,000	0	交通事故等により給付を受けた場合、加害者(第三者)から責任割合に応じ損害賠償金として受け入れ
	返納金	500	500	0	国保資格喪失後に国保を使用した場合等の診療に係る返納金
	療養給付費等負担金	1	1	0	過年度精算分
	療養給付費等交付金	1	1	0	過年度精算分
	特定健診等負担金	1	1	0	過年度精算分
	雑入	1	1	0	
計	15,505	16,505	△ 1,000		
<b>歳入合計</b>	<b>6,673,000</b>	<b>6,961,000</b>	<b>△ 288,000</b>		

【歳出】

(単位:千円)

区 分		令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	増減額	摘 要	
総務費	総務管理費	一般管理費	54,235	87,530	△ 33,295	事務経費
		一般管理費 職員給与費	21,791	24,341	△ 2,550	健康課職員4名
		国保連合会負担金	8,709	8,792	△ 83	県内市町で負担（平等割+被保険者数割）
	賦課徴収費	賦課徴収事業	4,266	3,751	515	三観広域滞納整理負担金
		賦課徴収費 職員給与費	11,218	15,782	△ 4,564	税務課職員2名
	運営協議会費	運営協議会費	199	210	△ 11	委員15名
計		100,418	140,406	△ 39,988		
保険給付費★	療養諸費	療養給付費	4,123,984	4,333,186	△ 209,202	
		療養費	29,622	30,000	△ 378	
		審査支払手数料	15,347	16,140	△ 793	
	高額療養費	高額療養費	633,539	700,000	△ 66,461	
		高額介護合算療養費	614	1,000	△ 386	
	移送費	移送費	50	50	0	
	出産育児諸費	出産育児一時金	8,500	12,000	△ 3,500	500,000円/1件
		支払手数料	4	6	△ 2	
	葬祭諸費	葬祭費	5,500	6,500	△ 1,000	50,000円/1件
	計		4,817,160	5,098,882	△ 281,722	
国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	医療給付費分	1,167,598	1,118,721	48,877	県から示される納付金
	後期高齢者支援金分	後期高齢者支援金等分	329,789	337,541	△ 7,752	
	介護納付金分	介護納付金分	107,109	108,164	△ 1,055	
	子ども・子育て支援納付金分	子ども・子育て支援納付金分	33,312	0	33,312	
	計		1,637,808	1,564,426	73,382	
保健事業費	特定健康診査等事業	特定健康診査事業	49,207	50,869	△ 1,662	特定健診委託料 AI活用による未受診者受診勧奨
		人間ドック助成事業	16,389	17,904	△ 1,515	事業委託料等
		若年健診事業	1,055	1,071	△ 16	35～39歳対象者へ受診勧奨
		特定保健指導事業	5,223	4,669	554	特定保健指導委託料
	保健事業費	高額療養費貸付事業	1,000	1,000	0	
		医療費適正化特別対策事業	10,753	11,376	△ 623	糖尿病性腎症重症化予防
計		83,627	86,889	△ 3,262		
特別総合保健事業費	特別総合保健事業費	国保高齢者保健福祉支援センター	9,446	12,427	△ 2,981	運営事業費
基金積立金	基金積立金	財政調整基金積立金（利子分）	2,864	620	2,244	
	計		2,864	620	2,244	
諸支出金	諸支出金	保険税還付金	5,000	6,000	△ 1,000	
		還付加算金	205	205	0	
		その他償還金	130	3,222	△ 3,092	
		延滞金	1	1	0	
	計		5,336	9,428	△ 4,092	
諸支出金繰出金	諸支出金繰出金	直営診療施設勘定繰出金	13,172	5,756	7,416	診療所、病院会計への繰出
予備費	予備費	予備費	3,169	42,166	△ 38,997	
歳 出 合 計		6,673,000	6,961,000	△ 288,000		

## 資料③

### 報告事項

特定健康診査（集団健診）の自己負担金の  
改定について

## 特定健康診査（集団健診）の自己負担金の改定について

### 1 現況・経緯

#### ■ 健診実施状況

##### ● 実施方法

三豊市特定健康診査は、6月～10月にかけて委託医療機関で個別健診を実施している。11月末には個別健診の未受診者を対象に、補充的に2日間程度の集団健診を実施している。

##### ● 過去3年間の受診者数の推移

集団健診の受診者数は個別健診と比較して少なく、全体の受診傾向としては個別医療機関での健診利用が多い状況になっている。

	個別健診 (人)	集団健診 (人)	人間ドック (人)
令和5年度	2,827	158	1,549
令和6年度	2,822	169	1,457
令和7年度	2,611(暫定)	149	957(暫定)

令和8年1月14日時点集計

#### ■ 現在の自己負担金

集団健診の自己負担金は700円、個別健診は1,000円に設定されている。費用設定が異なることにより、受診者間で費用負担に差が生じている状況である。

#### ■ 県内他市の状況

東かがわ市以外の市は、個別健診と集団健診の双方を実施しており、それらの自己負担金額を同額に設定している。

### 2 今後の対応

#### ■ 今後の対応

現行の集団健診における自己負担金(700円)を、令和8年度から1,000円に引き上げる。

#### ■ 自己負担金引き上げを行う理由

健診形式に関わらず自己負担金を統一することで、受診者間における費用負担の公平性を確保するため。

#### ■ 自己負担金引き上げによる影響

集団健診の受診者数が少ないことから、自己負担金引き上げが受診率の低下に与える影響は限定的である見込まれる。

